

補助公共 道路改築事業（国道・連携）

その92植栗中之条IC橋下部工検査路ほか工事 質問回答書1

	質問内容	回答内容
1	鋼橋上部工事では、監理技術者等の資格・工事経験（別記様式3）に記載する技術者は、工場製作の技術者と架設工事の技術者に分けて申請しています。今回の工事でも工場製作の技術者と架設工事の技術者に分けて申請することは可能でしょうか。	分けて申請することは可能です。
2	鋼橋上部工事では、工場製作の技術者は専任の必要ありません。今回の工事でも工場製作の技術者は専任の必要はないと考えてよろしいでしょうか。	工場製作のみが行われている期間にあつては専任であることを要しない理由を記載した工事打合せ書を提出し、工場製作のみが行われている期間については、契約担当者の承諾を得た後に発効となります。 ※群馬県ホームページより「監理技術者等の確認実施要領」監理技術者等の確認について3，4，5を参照願います。
3	入札参加資格に「群馬県内に、建設業法に基づき設置された支店があること。」と記載がありますが、建設業法に基づく営業所のことでしょいか。	建設業法に基づき設置された本店・支店又は営業所のことです。
4	入札公告 4 入札参加資格（10）の同種の工事は、群馬県内で施工した鋼橋上部工であれば、橋梁形式は問わないのでしょうか。	橋梁形式は問いません。
5	同種の工事の施工実績（別記様式2）の「同種工事に条件」に記載する項目は、入札公告のどの項目になるのでしょうか。	4 入札参加資格の（10）が該当項目です。